

水漏れ（漏水）による水道料金等の減免について（令和8年度）

減免制度について

道路下にある水道の本管（配水管）から分かれた給水管やご家庭の水道設備等（給水装置）は、お客さま（建物の所有者）の財産であるため、お客さまご自身で管理していただくものです。

そのため水道メーターで計量した水量に漏水分が含まれていても、その水量に対する水道料金等はお客さまにお支払いいただくことになります。

しかし、お客さまの善良な管理にもかかわらず漏水が発生した場合は、一定の基準を満たす場合に限り、漏水分を含む検針時の水量から一部を減量し、水道料金等の減免を受けられる場合があります。（じゃ口の閉め忘れ等、お客さまの不注意による場合は減免の対象となりません。）

適用基準

減免制度は、漏水の早期発見・早期修繕の励行を目的としています。そのため、漏水があったときは、速やかに漏水の修繕を行っていただいた後、お客さまから申請された場合に、以下の条件で水道料金等の減免を受けることができます。

（修繕費用の減免制度はありません。）

<減免の対象となる漏水>

災害による漏水 震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により生ずる漏水

※災害による漏水の場合は、適用基準が異なりますので、裏面下記の検針担当にお問合せください。

その他による漏水 地下土中・床下・壁内等での漏水
受水槽のボールタップ・水洗便所のタンク内部・冷却機等の付属機器の故障、露出配管部での漏水

<減免対象期間>

減免対象の期間については、漏水していた期間にかかわらず1期間（2か月に1度の検針のため、使用期間は2か月分）です。

<減免金額>

前年度や漏水期間の直前の使用水量をもとに、漏水量と推定される水量の50%から80%を減じた水量で水道料金等を算出します。なお、漏水箇所や漏水量等により、減免率は変わります。

※以下のような場合は適用できません。

- ・漏水の原因がお客さまの故意による場合。
- ・漏水箇所がじゃ口等の末端給水器具の場合（じゃ口の先につなげたホースを含む）。
- ・過去に減免した場合、減免の対象とした計量期間から1年を経過していない場合。
- ・大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者以外で修繕した場合。

（ボールタップ等、給水装置の軽微な変更を除く。）

必要な書類

漏水の修理が完了した後、次の申請書類に必要事項を記載のうえ、下記の検針担当あてに郵送またはご持参ください。書類内容に記載漏れや修繕内容等に不明な点がある場合は、再度提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

なお、申請書類は大阪広域水道企業団のホームページでダウンロードできます。郵送をご希望のお客さまは下記の検針担当までご連絡ください。

<大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者で修繕された場合>

- 水道料金等減免申請書（様式第1号）
- 漏水修繕証明書（様式第2号）
- 修繕前後の写真（漏水箇所の修繕状況がわかる写真を添付してください。）

<ご本人又はお知り合いの方等が修繕された場合>

- 水道料金等減免申請書（様式第1号）
- 自己修繕報告書（様式第3号）
- 修繕前後の写真（漏水箇所の修繕状況がわかる写真を添付してください。）

<作成時の注意点>

消えるボールペン、修正ペン・修正テープが使用されている書類の申請は受付できません。

減額適用後の流れ

漏水減免が適用された後、減免後の金額でご請求させていただく場合や、すでにお支払いされた分をご返金させていただく場合があります。減免後の詳しい金額については「水道料金等減額決定通知書」をお渡ししますので、ご確認ください。

なお、減免の申請をされたにもかかわらず、減免前の金額で納付書が届いた場合や口座振替があった場合等、その他ご不明な点がございましたら、下記の検針担当までご確認くださいますようお願いいたします。

漏水修理後にもご注意ください

修理後、ほかの場所からの漏水が新たに生じた場合でも、漏水減免適用後1年間は新たに漏水減免申請を受けることができません。

日頃より水回りや水道メーターを定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

<お問合せ先>

八尾水道センター

お客さまサービス課 検針担当

〒581-0007

八尾市光南町一丁目4番30号

TEL 072-923-6304